

平成29年第12回 輪島市農業委員会 定例総会 議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 日 時 平成29年12月25日(月) 午前10時00分から

(2) 場 所 輪島市役所4階 第1会議室

2 招集者 輪島市農業委員会 会長 向面 正一

3 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 出席委員15名

1番 坂下 正幸

8番 田中 喜義

15番 森山 博

2番 石倉 稔

9番 新澤 晟

16番 新谷 義治

3番 谷内 吉夫

(欠席)

17番 田上 正男

4番 山本 秀夫

11番 山崎 覺治

5番 森谷 正美

(欠番)

6番 安 津久人

13番 東 克芳

7番 向面 正一

14番 大宮 正

(2) 欠席委員

10番 岩坂 一明

4 会議に出席した事務局職員

事務局長 坂下 正浩 事務局員 坂出 和彦

5 傍聴者 4人

6 会議に付議した議件

(1) 議案第34号 農地法第3条の規定による許可申請について

7 報告事項

(1) 報告第27号 農地法第3条の3の規定による届出について

(2) 報告第28号 非農地証明願について

8 議事

開会 10:00 閉会 10:35

| | |
|------|---|
| 事務局長 | それでは定刻となりましたので会長よろしく申し上げます。 |
| 議長 | それでは開会いたします。 ただ今の出席委員は、15名であります。農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定に基づき、在任委員の過半数に達しておりますので、第12回輪島市農業委員会定例総会を開会いたします。 |
| 議長 | 会期についてお諮りいたします。会期を本日1日といたしたいと思えます。これに、ご異議ありませんか。 (「異議なし」との声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。よって、会期を本日1日といたします。 |
| 議長 | 議事録署名委員を指名いたします。 議席番号13番 東 克芳委員 及び 議席番号14番 大宮 正 委員の両委員を指名いたします。 |
| 議長 | 議案の提案をいたします。 市長より提出のあった【議案第34号】の農地法第3条の規定による申請について議題といたします。事務局、説明をお願いします。 |
| 事務局 | 議案書2ページをご覧ください。議案第34号の農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認についてです。今月は1件です。 【議案第34号、1番を議案書をもとに朗読】 なお、全ての申請について農地法第3条第2号各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えております。また、農業者年金の関係でこれまでも借受人に賃貸されており、今回はその期間延長を |

| | |
|------|---|
| | 行うものです。以上です。 |
| 事務局 | それでは申請番号1番について地区担当委員議席番号9番 新澤 晟委員よりご意見をお願いいたします。 |
| 新澤委員 | 借受人については、皆さんご存じのとおり行政書士の方です。これまでも農繁期には貸出人が手伝っていたりもしており、期間が延長する事になってもこれまで同様と考えております。以上です。 |
| 議長 | ありがとうございます。それではこれより質疑を許します。 |
| 各委員 | (意見・質疑なし) |
| 議長 | ほかに質問はないでしょうか。それでは質疑がないようですので、採決を採りたいと思います。 【議案第34号】について、原案どおり可決決定することに、ご異議ございませんか。 |
| 各委員 | (「異議なし」との声あり) |
| 議長 | ご異議なしと認めます。 よって【議案第34号】は、原案どおり可決決定いたします。 次に【報告第27号】の農地法第3条の3の規定による届出を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。 |
| 事務局 | 議案書5ページをお開きください。報告第27号農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。今月は3件です。 【議案書にもとづいて、農地の相続の届出の内容を朗読】 以上合計129筆16,194.65㎡で内訳は田が8,040.92㎡、畑が8,153.73㎡です。 |
| 議長 | それではこれより質疑を許します。 |

| | |
|-------|--|
| 安 委員 | 登記地目は田や畑になっていますが現況も同様でしょうか。 |
| 事 務 局 | 現況も同様となっておりますが、一部耕作放棄地になっている箇所があるかもしれません。それについては今後利用状況調査や意向調査などで確認していきたいと考えております。 |
| 田上委員 | 2番については大沢の集落の上でしょうか。 |
| 事 務 局 | そのとおりです。 |
| 谷内委員 | 8～9割方は耕作放棄地で足の踏み入れられない土地だと思います。 |
| 大宮委員 | 調査をした中で非農地として認定した箇所があるかと思いますが、その中には含まれていないのでしょうか。 |
| 谷内委員 | 含まれておるでしょう。 |
| 大宮委員 | 7～8割方そう決まっているのなら台帳から落としていかないと、相続人の意向だとしても、いけないのではないかと。 |
| 事 務 局 | 非農地通知を出したところについては確認して届出を出された時に指導したいと思っております。 |
| 田上委員 | 国の方で持ち主がわからないものについては形を変えようと言っていますが、今回の3番の様な方については場所などがわからないのではないですか。そういう箇所は奥能登だけでなく持ち主が所在がわからないので国が制度を考えているのではないかと。市としては課税しているが持ち主が場所がわからないという事は今後も起きてくると思うが何か制度を考えてもらわないといけないと思う。 |
| 事 務 局 | 未相続の農地につきましては国の方で対策をしていきたいと聞いております。非農地の通知については昨年より順次送付しておりますが、その際に場所がわからないと問い合わせを受ける事があります。その場合、 |

事務局としては公図などを利用しできる限り伝えております。なお、相続の届出が出ているものについては、未相続ではなく相続された土地ですのきちんと手続きをされている訳ですが、その場合であってももし場所がわからないという場合には事務局でできる限り対応しますのでよろしくをお願いします。

田上委員 市では地籍調査などは考えていないのですね。

事務局 今のところは考えていません。

議長 他にございませんか。相続に関しては民法では相続人全てに権利がありますが、耕作する人さえも集落にいない現状で、場所もどこにあるかわからないくらいの荒廃地と思われるので、これについては機会がある毎に国会などに繋げていきたいと思えます。

他に質疑がないようですのでそれでは【報告第27号】を終わります。次に【報告第28号】の農地法の適用を受けない土地の証明願を受け付けましたので、事務局、説明をお願いいたします。

事務局 議案書12ページをお開きください。報告第28号非農地証明願承認についてです。今月は1件です。

【議案書にもとづいて、非農地証明願の内容を朗読】

以上合計1筆6.61㎡で内訳は田が6.61㎡です。なお、この土地については昭和34年に申請人の先代が市より公売処分を受けて手に入れた土地であり、その頃には既に宅地になっていたものと思われま。

向面会長 それでは、申請番号1番については私より意見を述べます。

12月23日に現地確認をしました。申請地の周りに農地がなく宅地でした。住宅の一角であるという事と、その住宅も老朽化しており今は荒れていました。周辺に及ぼす影響もなく、土地改良の際なのか小さい土地でもある事から証明しても良いかと思えます。

| | |
|-------|--|
| 議 長 | それではこれより質疑を許します。 |
| 各 委 員 | (意見・質疑なし) |
| 議 長 | 質疑がないようですのでそれでは【報告第28号】を終わります。 以上をもちまして、総会の議事は全部議了いたしました。 「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」については新澤委員より報告をお願いいたします。 |
| 新澤委員 | (新澤委員より「いしかわ農業委員活動1・1・1運動」の報告) |
| 議 長 | それでは第12回 輪島市農業委員会 定例総会を閉会いたします。 どうもご苦勞さまでした。 |

平成29年12月25日

以上、議事の概要を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

記 録 坂 出 和 彦

輪島市農業委員会会長

署 名 委 員 1 3 番

署 名 委 員 1 4 番
